

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
共通基盤研究施設の設備・機器に関する利用要項

〔 令和5年5月29日
制 定 〕

(目的)

第1条 この要項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究施設利用規程（平成28年規程第64号）第17条の規定に基づき、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）における共通基盤研究施設の設備・機器（以下「設備等」という。）の利用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「施設利用」とは、第3条第1項の許可を受けた機構外の者（以下「利用者」という。）が自己の目的のために設備等を利用することをいう。

(利用方法)

第3条 この要項に基づき設備等を利用しようとする機構外の者は、あらかじめ別に定める利用申請書を機構長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 機構に来所する利用者は、利用責任者を定めて、別に定める手続きによりユーザー登録をしなければならない。
- 3 前項により登録した事項に変更が生じた場合、利用責任者は、変更登録をしなければならない。
- 4 ユーザー登録をした利用者で機構に来所する必要がなくなる者は、別に定める「登録抹消届」を機構長に提出しなければならない。ただし、当該施設利用が終了した場合は、この限りではない。

(成果の公表・利用報告書)

第4条 施設利用に係る成果は非公表とすることができる。

- 2 利用者は施設利用が終了したとき直ちに、別に定める利用報告書を機構長に提出しなければならない。
- 3 利用者が施設利用による成果を公開した場合には、公開した資料の写し等を機構に提出する義務を負うものとする。

(利用料等)

第5条 施設利用の利用料は、1時間当たり5,000円（税別）とする。利用料には、職員等による設備等の利用方法の指導料金を含む。

2 利用可能な設備等は別表に定める。

（利用料納付）

第6条 利用者は、前条に定める利用料を所定の期日までに財務部長が発行する「請求書」により納付しなければならない。

（適用除外）

第7条 機構と利用者との間で契約等により別途取り決めがある場合、この要項の一部を適用しないことができる。

（その他）

第8条 この要項に定めるもののほか、施設利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要項は、令和5年5月29日から実施する。

別表

利用可能な設備等
マルチ ICP 発光分光分析装置
紫外可視近赤外分光光度計
蛍光分光光度計
フーリエ変換赤外分光光度計
フーリエ変換近赤外分光光度計
顕微ユニット付きラマン分光装置
エネルギー分散型蛍光 X 線分析装置
卓上型電子顕微鏡・エネルギー分散型 X 線分析装置
卓上型 X 線回折装置